

ことがあり、工事に取つかれることになったが、これから巨入ホルの撤去を行い工事にかかる
ことから、どうしても五十八年度に入ってくるということから、東京都等との協議をさせて
いただきたいと思います。もう一年間の事業変更をお願いしたいとの、理事者からの発言
の申し出があり、その後、本決算の審査に入りました。

審査に当たっては、説明を省略し、直ちに質疑に入りましたところ、
委員より、今後とも注意を怠らないようにとの要望があり、その後
お話ししましたところ、全員異議なく、原案とおり決定すべきもの
と決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。
審査報告とさせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十五号は、委員会報告の
とおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第
八十五号は、委員会審査報告のとおり認定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第十二 議案第八十六号 昭和五十六年
度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。
本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員
長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名がございましたので、議案第八
十六号につきまして、審査報告とさせていただきます。

なお、お手元へ御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
（議案審査報告書） 別添参照

本決算審査に当たっては、説明を省略し、直ちに質疑に入りま
したところ、委員より、手数料及び使用料の下水道使用料関係
で、使用開始区域で水洗化してない箇所があるかと思うが伺いた
いの質疑あり、第一期が五十二年六月といふことで、昨年六月をも
て三年の義務の期限を越えているが、本町が一小前にかけての百三十一
ヘクタール、約四千戸の区域が、約七〇％水洗化され、あと三〇％が残っている
現状で、一番低い普及率となっているとの答弁があり、続いて、おくれ
る理由について伺いたいの質疑に対し、五十六年度に意識調査の
アンケート調査を行ったところ、経済的理由や改造計画によるものが
多いとの答弁があり、また市は、今後その点などのように考えているかの
質疑あり、今後の対策としては、切りかえない所については、職員が
歩いてPRをし、くみ取りの全域有料化等はもうした形を打ち出して
普及に努めたいとの答弁があり、また、水洗化工事終了後において、
工事店が届け出る怠らなように指導するとか、また、下水道料金
を徴収できない部分の調査などもしたいとの要望があり、これに対して

打合会議を設け、工事店としての責務を果たすより意見交換と
行っているとの答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なし、
本案を原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。
何とぞ、当委員会報告どおり御決定をくださるようお願い申し上
げ、審査報告いたします。

○議長（末次性男君）以上で委員長長の審査報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十六号については、委員会
報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって、議案第八十
六号は、委員会審査報告のとおり認定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十三 議案第八十七号 昭和五十六年度

福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高水惣八君 登壇）

○建設委員長（高水惣八君） 御指名でございますので、議案第八十

七号につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本決算審査に当たっては、説明を省略し、直ちに質疑に入りました。その主な質疑といたしましては、漏水調査の結果で、前年度の年間有収比率と比較すると向上があったと評価されているが、大まかに、どのような調査内容なのか伺いたいとの質疑があり、これに対して、発見件数は百六十八件、そのうち給水管が百四十八件、配水

管が二十件あり、漏水の大きな原因としては、給水管の場合、鉛管

を使用しているが、二十年ぐらいたっているために腐食が多く、また、配

水本管においては、石綿管の継ぎ手からの漏水が主な原因であると

の答弁があり、次で、五十六年度中、集金方法から口座振替に

切りかわったのはどのくらいあるか、との質疑があり、これに対して、集金

の切りかえのみ月に約五十件、一年間に約六百件あった、との答弁の後

お認めしましたところ、全員異議なく、原案とおり認定すべきも

のと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告とおり御決定くださるようお願い申し上げます。

審査報告とさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

たに、議題になっております。議案第八十七号については、委員
会報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第八
十七号は、委員会審査報告のとおり認定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十四 議案第八十八号 市道路
線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので
委員長から報告を願います。

(建設委員長 高水惣八君 登壇)

○建設委員長(高水惣八君) 御指名がございましたので、議案第
八十八号につきまして、審査報告とさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に先立ち、本路線の現地をつぶさに踏査した後、
審査に入りました。

今回、認定しようとする路線は、多摩工業高校の北側を東西
に走る市道一〇五号線と、同じく市道一〇八号線を南北に結ぶ、
幅員五メートル、延長百七十三メートルの道路で、起点を、熊川
二六二の八番地先に、終点を熊川二五〇の一番地先の市道三〇四号
線として、また、第四市営住宅の東側に位置する市道四号線、
市道六号線を南北に結ぶ、幅員四メートル、延長百十メートル道路
で、起点を熊川二二三の四番地先、終点を熊川二二二の四番
地先の市道三〇五号線として、この二路線を管理するもので、
委員より、寄附の道路といふことが、道路が少し狭いように感じ
るが、寄附の時点で、道路管理に必要な条件を出して受け付け
る必要があると思うが、その点、どう考えるか、伺いたいとの質疑があり、
これに対して、四メートルの道路については、周りを買収して、少しでも
条件をよくしていくように交渉を進めたい。また、側溝ふたかけ等

も行い、できるだけ幅広く使えるような道路にしていただきたいの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告とあり、御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十八号については、委員会報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第八十八号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十五 陳情第四号 行政区域変更

に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 石川慶一郎君 登壇）

○総務委員長（石川慶一郎君） 御指名をいただきましたので、陳情第四号 行政区域の変更につきましての御報告をさせていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本陳情は、秋川市議会にも同趣旨のものが提出されておりまして、多摩川を挟んで福生市の行政界に接する秋川市の飛び地について、福生市に行政区域を変更して、編入してもらいたいという内容のものであります。

本陳情が、当委員会に付託されましたのは、昭和五十五年六月定例会でございます。以後十七回にわたって、慎重に審査をしてまいりました。本件につきましては、皆様御承知のとおり、昭和四十九年の

十一月に、今回の陳情書と同趣旨の請願が、当該地区住民から福生市議会に出されまして、結果的には、いろいろの経緯がございまして、審議未了と相違がございまして、

本陳情の審査におきましては、まず、多摩川河川敷におけるこの野焼き問題が論争の中心となりました。この野焼き対策につきましましては、多摩川上流事務所が中心となりまして、秋川市、福生市の三者でもって、野焼き対策協議会を設けて対策に当たっているわけでありまして、その間にございまして、秋川市におきまして、再三にわたりまして、野焼きを行っている業者に警告を発する等の措置を行つたことによりまして、一時は野焼きが中止されたこともございしましたが、皆様御承知のとおり、現在また野焼き行為が再燃しているような状態でございます。この解決については、行政區が秋川市であることから、福生市は、直接の当事者として積極的に取り組めないという制約があるに目の担当の発言もあり、この点は、野焼き対策協議会で協議をしながら解決に向けて進んでまいりたくてありますけれども、

いまだに解決に至っていないことでございます。

また、本陳情審査の過程におきましては、当該区域を福生市に編入した場合における収入面においては、二百二十万四千円程度の歳入となりますけれども、反面、公営下水道の整備、防火貯水槽の建設、あるいは道路の舗装等の工事関係においては、三千七百五十万程度の費用がかかりますと予想されておりました。また、現在つらておりますところの新堤防が完成し、当該区域が、仮に福生市に編入されるとするならば、市民待望のグラントが建設できる程度の敷地は確保できるのではないかと、メリットも、多少は考えられると。

また、当該地区住民の日常生活面においても、水道は、すべて福生市が供給いたしておいて、また、学校の面でも、福生七小に入学、同三中に三人通っているという現実的な面から見ても、日常生活の八〇％は福生市に依存しているという状態にかんがみ、当該地区住民も、一日も早い福生市への編入を望んでいるという実態があると。そ

めよう、とを考ふる限り、関係者の要望を早期にくみ上げる
べきではなかというともありまじう。

しかし、本件の審査は、ちねて長期にわたつたわけでありす。その
理由といたしましては、当該地区住民は、秋川市の森山町会の一員
でござんまして、福生市へ編入するにつて、地元、森山町会としての了
解を得なければならぬ、ということが出てまいりました。そこで、森山
町会の動向を、秋川市、福生市の担当委員会としても見守つてきた
わけでありまして、その間、陳情者のお宅に何回か訪れ、意見を
伺つたり、あるはまた、五十六年十二月十七の日、そしてまた、五十七年の
十月二十八日と、秋川市、福生市の担当委員会の正、副委員長等
が集まりまして、意見の交換等しつつ、審査を進めてきたわけで
あります。そして、去る五十七年十二月五日に、秋川市の森山町会の総
会におきまして、陳情内の該当地区の福生市への編入につてが議
題となりまして、認められたわけでありす。その結果を踏まえ、秋
川市におきまして、五十七年の十二月の十五日に、委員会として、陳情を

採択したわけでありす。

当委員会としては、秋川市が採択したことを前提に、五十七年十二
月十六日に委員会を開催したわけでありすけれども、その中にお
いて、ごみの野焼き問題の進行状況につては、最近、建設省
の上流事務所が中心となり、直接、個別折衝に入つてまいりてあ
るけれども、いまに解決に至つていない旨の説明もございましたけれども、
委員から、秋川市が採択したこともあるから、それに決して追従
するといふ意味ではなく、本陳情につては長いことでもあるわけであ
るから、これははなうと結論をつけてもらいたい。つづれにしても、ご
み焼き問題等が付随した問題もあるけれども、この際、本陳情
を採択されたいと。場合によつては、ごみの野焼きの問題も、すべ
て福生で解決に当たるといふ姿勢も貫いて、本陳情を採
択されたい、といったような意見がありまして、当市から見ても、陳情
のあった地区の行政水準は、また格段の差があるように感じられ
るものでもあるし、一日も早く市民の要望を取り上げていただくよう

要望し、採択に賛成する。等々の発言がありました。採決いたしましたところ、全員一致をもちまして、本件は採択することに決定をいたしました。次第であります。

よろしく、当委員会報告書とあり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告といたします。

○議長（末次性男君）以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

陳情第四号に対する委員会の報告は、採択と決定であります。本件は、委員会報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって、陳情第

四号は、委員会審査報告のとおり、採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君）日程第十六 陳情第十六号 福生市公衆浴場基幹設備資金の助成に関する陳情書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 指田保雄君 登壇）

○厚生委員長（指田保雄君）御指名をいただきましたので、陳情第十六号 福生市公衆浴場基幹設備資金の助成に関する陳情書について、審査の内容を御報告申し上げます。

なお、結果につきましては、お手元に御配付の報告書とありでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

（陳情審査報告書）別添参照
まず、事務局より、資料の配付を受けた後、質疑に入らわ

けてござりますが、発言を求めましたところ、委員より、事務局にお尋ねしたのが、現在この公衆浴場はこの陳情に記載されている以外にはないのかとの発言がありました。これに対して、理事者より、陳情者は三名なので、その三名だと思う。その辺は的確ではないが大体そのくらいだと思う、でござりました。

さらに、委員より、おわめて苦しい市財政下にあるわけだが、やはり陳情の趣旨は理解できると思ふ。特別措置に関する法律等におつても、可能な限りの措置を講ずるより努めるといふ努力も規定もあるわけであり、最近、各市におつても、そういった助成措置が講じられてゐる所も多々、というところもあるので、本案については、しかるべき措置を採択の上、執行機関に交付されるようお願いするとの発言がありました。

さらに、他の委員より、いまのお話があったように、昨今、光熱費の高騰に伴つて、経営者も苦勞をされてゐると聞いている。光熱費の高騰によつて、重油のボイラーも古木材用のボイラーにかえるという

ことについて、設備資金が苦しいというふうに思ふ。近隣市町村については、基幹設備資金に対して助成制度が設けられてゐることなので、近隣並みに考えてやる必要だと思つて賛成するとの発言がありました。

さらに、他の委員より、私も基本的には賛成ではあるが、経営が苦しいと言われていることは一般論的なものであり、現実には福生市民が、福生に三軒の浴場があるというところで、どの程度利用してゐるのかなど、使用的なものがあればお聞かせ願いたい。経営状態ということになると、他市の補助を出してゐる所と比べて、福生市の経営者、実質的にどのような経営内容であるのかというところを検討していただければならないと思ふ。公共性を持つてはいるが、あくまでも私的な企業であるので、そういった点を見て、公共性との絡みというところで補助を出すというのが一番の問題点であると思ふ。ここに補助対象は、税金を納めてゐるものでなければならぬ、青梅市の例があるが、税金を払へるといふのは、利益が上かかっているというところである。東京都全体の浴場経営